

市立共和中学校普通教室整備修繕

意匠図（建築）		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A－００	表紙・図面リスト	N. S
共特－０１	共通特記仕様書（建築工事）	N. S
改特－０１	改修特記仕様書（１）	N. S
改特－０２	改修特記仕様書（２）	N. S
改特－０３	改修特記仕様書（３）	N. S
改特－０４	改修特記仕様書（４）	N. S
改特－０５	改修特記仕様書（５）	N. S
A－０１	案内図・配置図・仮設計画図	1:200 1:300 1:1000 1:2000
A－０２	既存・改修 平面詳細図	1:50
A－０３	既存・改修 展開図	1:50
A－０４	既存・改修 天井伏図	1:20 1:50
A－０５	詳細図	1:20
A－０６	新設 家具詳細図	1:2 1:4 1:20
A－０７	撤去 家具詳細図 撤去・新設 建具表	1:10 1:20 1:50
電気設備図		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺
E－０１	既存・改修 電灯コンセント設備・弱電設備図	1:50

原図サイズ A1



一級建築士事務所 株式会社 グローレ設計工房

一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録 第159608号 北原 昭一

DESIGN	CHECK	DRAFT

DATE
「R8.9」
SCALE
S=N.S

TITLE
市立共和中学校 普通教室整備修繕
ITEMS
表紙・図面リスト

JOB
NO.
A-00

共通特記仕様書（以後、「工事」を「修繕」と読み替える。（５ 設計図書の適用は除く。））																																																																																																																																			
<table><tr><td colspan="2">Ⅰ．工事概要</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>1．工事名称</td><td colspan="9">市立共和中学校 普通教室整備修繕</td></tr><tr><td>2．工事場所</td><td colspan="9">市立若相模原市中央区共和１－３－１０ （市立共和中学校）</td></tr><tr><td>3．建物概要</td><td colspan="9"> （１）建物名称 市立共和中学校B棟 （２）構 造 鉄筋コンクリート造 4階建 （３）延床面積（工事面積）約 89. 35㎡ （４）敷地面積 20. 023㎡ （５）用途地域 第二種中高層住居専用地域 （６）防火指定 準防火地域 （７）埋蔵文化財包蔵地 ・ 該当 ○ 非該当 遺跡No（ ） </td></tr><tr><td>4．工事内容</td><td colspan="9">内装工事、建具工事、家具・ユニット工事、電気設備工事</td></tr><tr><td>5．設計図書の適用</td><td colspan="9"> （１）質問回答書（（2）から（4）までに対応するもの） （２）特記仕様書 （３）図面 （４）☒公共建築工事標準仕様書（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒建築工事標準詳細図（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 ☒公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ☐公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ただし、提出物については 2-17 に示すものとする。 ・工事作業時間は、原則8：30～17：00とし、詳細については、学校及び監督員と協議すること。 ・学校敷地を車両が出入りするときは又は学校敷地内を車両が通行する場合は、次の事項を厳守し、児童の安全対策を十分に行うこと。 ①学校敷地内は最徐行すること。 ②原則、児童の登下校時及び休み時間は通行しないこと。やむを得ず通行する場合は、受注者（現場代理人等）の了解を得ること。 ③渡り廊下を通過する前には必ず一時停止し、前後左右の安全確認を行うこと。 ④同乗者がいる場合は、１人が車両から降りて先導すること。 ⑤同乗者がいない場合は、事前に校内にいる人（現場代理人等）に連絡を入れ先導してもらうか、ハザードランプを点灯させて、最徐行すること。 ⑥駐車スペースからの発進時は、車両周辺の前後左右の安全確認を行うこと。 ⑦塗料及び洗浄水等は、学校敷地内外の汚水管・雨水管・側溝・地面へ流す行為は行わないこと。 ⑧排水は法令及び施工計画書に基づき、適切な方法で処理すること。 ・音や振動が発生する作業については、土日、祝日、授業終了後等、授業の行われていない時間帯に行うこと。 また、その他の作業についても学校運営に支障がないように計画し、監督員及び学校と調整を行い作業を行うこと。 また、粉塵・ほこり等によって学校が汚れないよう必要に応じて清掃を行うこと。 ・仮囲い、資材置場、工事車両位置は事前に仮設計図面を作成し、学校と調整を行うこと。 ・着手時期 工期：令和8年11月6日から令和9年2月26日 </td></tr><tr><td colspan="10">Ⅱ．工事契約関係</td></tr><tr><td>2-1 工事区分</td><td colspan="9">工事目的物を分割して発注する場合の区分表は「工事区分表」による。</td></tr><tr><td>2-2 施工体制台帳及び施工体系図の作成</td><td colspan="9">受注者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し現場に据え置かなければならない。 また、併せて施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</td></tr><tr><td>2-3 質疑に対する協議</td><td colspan="9">設計図書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い承諾を得てから施工を行う。</td></tr></table>										Ⅰ．工事概要										1．工事名称	市立共和中学校 普通教室整備修繕									2．工事場所	市立若相模原市中央区共和１－３－１０ （市立共和中学校）									3．建物概要	（１）建物名称 市立共和中学校B棟 （２）構 造 鉄筋コンクリート造 4階建 （３）延床面積（工事面積）約 89. 35㎡ （４）敷地面積 20. 023㎡ （５）用途地域 第二種中高層住居専用地域 （６）防火指定 準防火地域 （７）埋蔵文化財包蔵地 ・ 該当 ○ 非該当 遺跡No（ ）									4．工事内容	内装工事、建具工事、家具・ユニット工事、電気設備工事									5．設計図書の適用	（１）質問回答書（（2）から（4）までに対応するもの） （２）特記仕様書 （３）図面 （４）☒公共建築工事標準仕様書（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒建築工事標準詳細図（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 ☒公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ☐公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ただし、提出物については 2-17 に示すものとする。 ・工事作業時間は、原則8：30～17：00とし、詳細については、学校及び監督員と協議すること。 ・学校敷地を車両が出入りするときは又は学校敷地内を車両が通行する場合は、次の事項を厳守し、児童の安全対策を十分に行うこと。 ①学校敷地内は最徐行すること。 ②原則、児童の登下校時及び休み時間は通行しないこと。やむを得ず通行する場合は、受注者（現場代理人等）の了解を得ること。 ③渡り廊下を通過する前には必ず一時停止し、前後左右の安全確認を行うこと。 ④同乗者がいる場合は、１人が車両から降りて先導すること。 ⑤同乗者がいない場合は、事前に校内にいる人（現場代理人等）に連絡を入れ先導してもらうか、ハザードランプを点灯させて、最徐行すること。 ⑥駐車スペースからの発進時は、車両周辺の前後左右の安全確認を行うこと。 ⑦塗料及び洗浄水等は、学校敷地内外の汚水管・雨水管・側溝・地面へ流す行為は行わないこと。 ⑧排水は法令及び施工計画書に基づき、適切な方法で処理すること。 ・音や振動が発生する作業については、土日、祝日、授業終了後等、授業の行われていない時間帯に行うこと。 また、その他の作業についても学校運営に支障がないように計画し、監督員及び学校と調整を行い作業を行うこと。 また、粉塵・ほこり等によって学校が汚れないよう必要に応じて清掃を行うこと。 ・仮囲い、資材置場、工事車両位置は事前に仮設計図面を作成し、学校と調整を行うこと。 ・着手時期 工期：令和8年11月6日から令和9年2月26日									Ⅱ．工事契約関係										2-1 工事区分	工事目的物を分割して発注する場合の区分表は「工事区分表」による。									2-2 施工体制台帳及び施工体系図の作成	受注者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し現場に据え置かなければならない。 また、併せて施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。									2-3 質疑に対する協議	設計図書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い承諾を得てから施工を行う。									<table><tr><td>2-4 施工図等</td><td> 1 受注者は施工に先立ち、工事に関連する部分の実測を行った上で設計図書との照合を行い、所定の寸法が確保できることを確認する。なお、寸法等の変更を要する箇所が生じた場合には監督員に報告するとともに、施工图、製作図等を作成し監督員の承諾を受けること。 2 製作、発注物品の同等確認等は製作・発注前に必ず監督員の承諾を受けること。 3 施工上の納まり、取合い等の関係で簡易な調整を行う場合は、監督員との協議による。 2-5 実施工程表の提出 1 受注者は、工事の着手に先立ち、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2-6 工事写真 1 工事（工程）写真 (1) 工事（工程）写真については、一連の流れが分かるようにすること。 2 完成写真 (1) 工事着手前と完成後を同じアングルで撮影し、完成写真帳として見開きで比較できるよう整理する。 2-7 発生材の処理等 1 建設副産物 (1) 建設副産物（コンクリート・アスファルト塊・路盤材） 「建設副産物適正処理推進要綱」による。 2 発生材 受注者は、関係法令に従い、受注者の責任において処分を行うものとする。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理するものとする。産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）で管理した場合は、A票及びE票が送付され次第、その原本を監督員に提示する。電子マニフェストで管理した場合は、運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知が届き次第、その原本を監督員に提示する。 2-8 事前準備等 1 特定元方事業者の指名（【特定元方事業者の指名】参照） ☐ 有り ☒ 無し 【特定元方事業者の指名】 ・特定元方事業者の指名「有り」と明示されたものに適用する。 ・市は労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事受注者を特定元方事業者に指名することがあり、指名された受注者は同条第1項に規定する措置を講ずること。 指名されなかった受注者は、指名された受注者に協力すること。 2 その他 ・騒音規制法を遵守すること。（工事中遵守すべき法令・条例） ・低騒音型・低振動型建設機械 建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用られたものに適用する。 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種は又は対策をもって協議することができる。 ・近隣等への工事の周知を行うこと。 ・火災保険 火災保険等の内容については、次のとおりとする。 ア 保険の契約方法は、個別契約又は総括（包括）契約のいずれかとする。ただし、総括（包括）契約の場合には、イ～カが確認できる保険会社発行の証明書等を監督員に提出すること。 イ 被保険者は、発注者、受注者及び全ての下請負等を含めた工事関係者とする。 ウ 保険の種類は、「普通火災保険」「建設工事保険」「組立保険」のいずれかとする。 エ 保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日までとする。 オ 保険の対象は、当該工事請負契約の対象となっている工事全体（工事目的物及びその材料並びに工事用仮設物など）とする。 </td><td> 2-9 環境への配慮 1 使用する材料及び施工方法については、室内環境に配慮した選定を行い、室内環境に影響を与える可能性のある材料等については、監督員の指示により、その物性等の確認できる資料を提出する。 2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負担を低減できる材料を選定するように努める。 3 使用する材料の選定に当たっては、揮発生有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 4 工事に使用する材料は、石綿を含有しないものとする。 5 特定作業の届出 指定区域内（工業専用地域及び旧4町（城山・津久井・相模湖・麻野）以外）において騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、本市環境保全課に作業開始の7日前まで（作業開始日－8日）に、特定建設作業実施届出書を提出すること。 2-10 材料の品質等 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、設計図書に定めのない材料は、当該現場で使用するほかの材料と比べてバランスの取れた材料とすること。なお、材料は、製造工場により品質管理がなされたものとする。 2 設計図書において、指定された材料・製品等については、指定された材料・製品等を使用すること。ただし、種々の関係からやむを得ず同等以上の材料とする場合で、あらかじめ、材料の品質、性能等の証明となる資料等を示し、監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 2-11 材料検査 受注者は、材料の現場搬入の際、当該材料が設計図書に定められた仕様と適合していることを確認する。このうち、次に指定する材料については監督員の材料検査を受けるものとする。また、指定する材料以外のものが監督員が必要と認めた場合は材料検査を受け <table><tr><th>工種</th><th>指定する材料</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td><td> 2-12 足場 足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。 足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあつては、交差筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあつては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。 なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 上記により難しい場合は、監督員との協議による。 2-13 工事看板 1 工事現場には、公衆が見やすい場所に次の事項を記載した工事看板を表示する。 (1) 工事名称 (2) 工事期間 (3) 受注者及び連絡先 (4) 現場代理人氏名及び連絡先 (5) 工事概要 (6) 発注者及び連絡先 (7) 工事監理者及び連絡先 2 工事現場が複数にわたる場合にも、各現場に設置するものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員との協議による。 2-14 電気保安技術者 電気保安技術者を配置する。 2-15 設計変更 設計図書の内容の一部を訂正・変更により契約変更が必要となった場合には、監督員と調整を行うこと。 2-16 現場代理人及び主任技術者等 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項第2号に規定する監理技術者補佐、同条第26条の2の工事の場合にはそれぞれ行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下に同じ。）を定めて工事現場に置き、その氏名・資格を発注者に示さなければならない。現場代理人及び 主任技術者等を変更したときも同様とする。 2-17 提出物 受注者は、以下に定める書類を作成し監督員に提出すること。 なお、以下に定める書類のほか、監督員が必要と認める場合は、この限りではない。 ○竣工図面(CAD、PDFデータの提出) ※CD等による ○工事関係者一覧表 ○工事写真（着手前・施工中・完成後） </td><td>足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。 足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあつては、交差筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあつては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。 なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 上記により難しい場合は、監督員との協議による。</td></tr></table>	2-4 施工図等	1 受注者は施工に先立ち、工事に関連する部分の実測を行った上で設計図書との照合を行い、所定の寸法が確保できることを確認する。なお、寸法等の変更を要する箇所が生じた場合には監督員に報告するとともに、施工图、製作図等を作成し監督員の承諾を受けること。 2 製作、発注物品の同等確認等は製作・発注前に必ず監督員の承諾を受けること。 3 施工上の納まり、取合い等の関係で簡易な調整を行う場合は、監督員との協議による。 2-5 実施工程表の提出 1 受注者は、工事の着手に先立ち、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2-6 工事写真 1 工事（工程）写真 (1) 工事（工程）写真については、一連の流れが分かるようにすること。 2 完成写真 (1) 工事着手前と完成後を同じアングルで撮影し、完成写真帳として見開きで比較できるよう整理する。 2-7 発生材の処理等 1 建設副産物 (1) 建設副産物（コンクリート・アスファルト塊・路盤材） 「建設副産物適正処理推進要綱」による。 2 発生材 受注者は、関係法令に従い、受注者の責任において処分を行うものとする。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理するものとする。産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）で管理した場合は、A票及びE票が送付され次第、その原本を監督員に提示する。電子マニフェストで管理した場合は、運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知が届き次第、その原本を監督員に提示する。 2-8 事前準備等 1 特定元方事業者の指名（【特定元方事業者の指名】参照） ☐ 有り ☒ 無し 【特定元方事業者の指名】 ・特定元方事業者の指名「有り」と明示されたものに適用する。 ・市は労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事受注者を特定元方事業者に指名することがあり、指名された受注者は同条第1項に規定する措置を講ずること。 指名されなかった受注者は、指名された受注者に協力すること。 2 その他 ・騒音規制法を遵守すること。（工事中遵守すべき法令・条例） ・低騒音型・低振動型建設機械 建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用られたものに適用する。 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種は又は対策をもって協議することができる。 ・近隣等への工事の周知を行うこと。 ・火災保険 火災保険等の内容については、次のとおりとする。 ア 保険の契約方法は、個別契約又は総括（包括）契約のいずれかとする。ただし、総括（包括）契約の場合には、イ～カが確認できる保険会社発行の証明書等を監督員に提出すること。 イ 被保険者は、発注者、受注者及び全ての下請負等を含めた工事関係者とする。 ウ 保険の種類は、「普通火災保険」「建設工事保険」「組立保険」のいずれかとする。 エ 保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日までとする。 オ 保険の対象は、当該工事請負契約の対象となっている工事全体（工事目的物及びその材料並びに工事用仮設物など）とする。	2-9 環境への配慮 1 使用する材料及び施工方法については、室内環境に配慮した選定を行い、室内環境に影響を与える可能性のある材料等については、監督員の指示により、その物性等の確認できる資料を提出する。 2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負担を低減できる材料を選定するように努める。 3 使用する材料の選定に当たっては、揮発生有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 4 工事に使用する材料は、石綿を含有しないものとする。 5 特定作業の届出 指定区域内（工業専用地域及び旧4町（城山・津久井・相模湖・麻野）以外）において騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、本市環境保全課に作業開始の7日前まで（作業開始日－8日）に、特定建設作業実施届出書を提出すること。 2-10 材料の品質等 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、設計図書に定めのない材料は、当該現場で使用するほかの材料と比べてバランスの取れた材料とすること。なお、材料は、製造工場により品質管理がなされたものとする。 2 設計図書において、指定された材料・製品等については、指定された材料・製品等を使用すること。ただし、種々の関係からやむを得ず同等以上の材料とする場合で、あらかじめ、材料の品質、性能等の証明となる資料等を示し、監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 2-11 材料検査 受注者は、材料の現場搬入の際、当該材料が設計図書に定められた仕様と適合していることを確認する。このうち、次に指定する材料については監督員の材料検査を受けるものとする。また、指定する材料以外のものが監督員が必要と認めた場合は材料検査を受け <table><tr><th>工種</th><th>指定する材料</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	工種	指定する材料	備考													2-12 足場 足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。 足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあつては、交差筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあつては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。 なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 上記により難しい場合は、監督員との協議による。 2-13 工事看板 1 工事現場には、公衆が見やすい場所に次の事項を記載した工事看板を表示する。 (1) 工事名称 (2) 工事期間 (3) 受注者及び連絡先 (4) 現場代理人氏名及び連絡先 (5) 工事概要 (6) 発注者及び連絡先 (7) 工事監理者及び連絡先 2 工事現場が複数にわたる場合にも、各現場に設置するものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員との協議による。 2-14 電気保安技術者 電気保安技術者を配置する。 2-15 設計変更 設計図書の内容の一部を訂正・変更により契約変更が必要となった場合には、監督員と調整を行うこと。 2-16 現場代理人及び主任技術者等 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項第2号に規定する監理技術者補佐、同条第26条の2の工事の場合にはそれぞれ行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下に同じ。）を定めて工事現場に置き、その氏名・資格を発注者に示さなければならない。現場代理人及び 主任技術者等を変更したときも同様とする。 2-17 提出物 受注者は、以下に定める書類を作成し監督員に提出すること。 なお、以下に定める書類のほか、監督員が必要と認める場合は、この限りではない。 ○竣工図面(CAD、PDFデータの提出) ※CD等による ○工事関係者一覧表 ○工事写真（着手前・施工中・完成後）	足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。 足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあつては、交差筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあつては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。 なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 上記により難しい場合は、監督員との協議による。	原図サイズ A1
Ⅰ．工事概要																																																																																																																																			
1．工事名称	市立共和中学校 普通教室整備修繕																																																																																																																																		
2．工事場所	市立若相模原市中央区共和１－３－１０ （市立共和中学校）																																																																																																																																		
3．建物概要	（１）建物名称 市立共和中学校B棟 （２）構 造 鉄筋コンクリート造 4階建 （３）延床面積（工事面積）約 89. 35㎡ （４）敷地面積 20. 023㎡ （５）用途地域 第二種中高層住居専用地域 （６）防火指定 準防火地域 （７）埋蔵文化財包蔵地 ・ 該当 ○ 非該当 遺跡No（ ）																																																																																																																																		
4．工事内容	内装工事、建具工事、家具・ユニット工事、電気設備工事																																																																																																																																		
5．設計図書の適用	（１）質問回答書（（2）から（4）までに対応するもの） （２）特記仕様書 （３）図面 （４）☒公共建築工事標準仕様書（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築改修工事標準仕様書（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☐公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ☒建築工事標準詳細図（令和4年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 ☒公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ☐公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ただし、提出物については 2-17 に示すものとする。 ・工事作業時間は、原則8：30～17：00とし、詳細については、学校及び監督員と協議すること。 ・学校敷地を車両が出入りするときは又は学校敷地内を車両が通行する場合は、次の事項を厳守し、児童の安全対策を十分に行うこと。 ①学校敷地内は最徐行すること。 ②原則、児童の登下校時及び休み時間は通行しないこと。やむを得ず通行する場合は、受注者（現場代理人等）の了解を得ること。 ③渡り廊下を通過する前には必ず一時停止し、前後左右の安全確認を行うこと。 ④同乗者がいる場合は、１人が車両から降りて先導すること。 ⑤同乗者がいない場合は、事前に校内にいる人（現場代理人等）に連絡を入れ先導してもらうか、ハザードランプを点灯させて、最徐行すること。 ⑥駐車スペースからの発進時は、車両周辺の前後左右の安全確認を行うこと。 ⑦塗料及び洗浄水等は、学校敷地内外の汚水管・雨水管・側溝・地面へ流す行為は行わないこと。 ⑧排水は法令及び施工計画書に基づき、適切な方法で処理すること。 ・音や振動が発生する作業については、土日、祝日、授業終了後等、授業の行われていない時間帯に行うこと。 また、その他の作業についても学校運営に支障がないように計画し、監督員及び学校と調整を行い作業を行うこと。 また、粉塵・ほこり等によって学校が汚れないよう必要に応じて清掃を行うこと。 ・仮囲い、資材置場、工事車両位置は事前に仮設計図面を作成し、学校と調整を行うこと。 ・着手時期 工期：令和8年11月6日から令和9年2月26日																																																																																																																																		
Ⅱ．工事契約関係																																																																																																																																			
2-1 工事区分	工事目的物を分割して発注する場合の区分表は「工事区分表」による。																																																																																																																																		
2-2 施工体制台帳及び施工体系図の作成	受注者は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し現場に据え置かなければならない。 また、併せて施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。																																																																																																																																		
2-3 質疑に対する協議	設計図書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い承諾を得てから施工を行う。																																																																																																																																		
2-4 施工図等	1 受注者は施工に先立ち、工事に関連する部分の実測を行った上で設計図書との照合を行い、所定の寸法が確保できることを確認する。なお、寸法等の変更を要する箇所が生じた場合には監督員に報告するとともに、施工图、製作図等を作成し監督員の承諾を受けること。 2 製作、発注物品の同等確認等は製作・発注前に必ず監督員の承諾を受けること。 3 施工上の納まり、取合い等の関係で簡易な調整を行う場合は、監督員との協議による。 2-5 実施工程表の提出 1 受注者は、工事の着手に先立ち、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、実施工程表を作成し、監督員の承諾を受ける。 2-6 工事写真 1 工事（工程）写真 (1) 工事（工程）写真については、一連の流れが分かるようにすること。 2 完成写真 (1) 工事着手前と完成後を同じアングルで撮影し、完成写真帳として見開きで比較できるよう整理する。 2-7 発生材の処理等 1 建設副産物 (1) 建設副産物（コンクリート・アスファルト塊・路盤材） 「建設副産物適正処理推進要綱」による。 2 発生材 受注者は、関係法令に従い、受注者の責任において処分を行うものとする。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」において定める産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理するものとする。産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）で管理した場合は、A票及びE票が送付され次第、その原本を監督員に提示する。電子マニフェストで管理した場合は、運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知が届き次第、その原本を監督員に提示する。 2-8 事前準備等 1 特定元方事業者の指名（【特定元方事業者の指名】参照） ☐ 有り ☒ 無し 【特定元方事業者の指名】 ・特定元方事業者の指名「有り」と明示されたものに適用する。 ・市は労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事受注者を特定元方事業者に指名することがあり、指名された受注者は同条第1項に規定する措置を講ずること。 指名されなかった受注者は、指名された受注者に協力すること。 2 その他 ・騒音規制法を遵守すること。（工事中遵守すべき法令・条例） ・低騒音型・低振動型建設機械 建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用られたものに適用する。 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種は又は対策をもって協議することができる。 ・近隣等への工事の周知を行うこと。 ・火災保険 火災保険等の内容については、次のとおりとする。 ア 保険の契約方法は、個別契約又は総括（包括）契約のいずれかとする。ただし、総括（包括）契約の場合には、イ～カが確認できる保険会社発行の証明書等を監督員に提出すること。 イ 被保険者は、発注者、受注者及び全ての下請負等を含めた工事関係者とする。 ウ 保険の種類は、「普通火災保険」「建設工事保険」「組立保険」のいずれかとする。 エ 保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日までとする。 オ 保険の対象は、当該工事請負契約の対象となっている工事全体（工事目的物及びその材料並びに工事用仮設物など）とする。	2-9 環境への配慮 1 使用する材料及び施工方法については、室内環境に配慮した選定を行い、室内環境に影響を与える可能性のある材料等については、監督員の指示により、その物性等の確認できる資料を提出する。 2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負担を低減できる材料を選定するように努める。 3 使用する材料の選定に当たっては、揮発生有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 4 工事に使用する材料は、石綿を含有しないものとする。 5 特定作業の届出 指定区域内（工業専用地域及び旧4町（城山・津久井・相模湖・麻野）以外）において騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、本市環境保全課に作業開始の7日前まで（作業開始日－8日）に、特定建設作業実施届出書を提出すること。 2-10 材料の品質等 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、設計図書に定めのない材料は、当該現場で使用するほかの材料と比べてバランスの取れた材料とすること。なお、材料は、製造工場により品質管理がなされたものとする。 2 設計図書において、指定された材料・製品等については、指定された材料・製品等を使用すること。ただし、種々の関係からやむを得ず同等以上の材料とする場合で、あらかじめ、材料の品質、性能等の証明となる資料等を示し、監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 2-11 材料検査 受注者は、材料の現場搬入の際、当該材料が設計図書に定められた仕様と適合していることを確認する。このうち、次に指定する材料については監督員の材料検査を受けるものとする。また、指定する材料以外のものが監督員が必要と認めた場合は材料検査を受け <table><tr><th>工種</th><th>指定する材料</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	工種	指定する材料	備考													2-12 足場 足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。 足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあつては、交差筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあつては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。 なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 上記により難しい場合は、監督員との協議による。 2-13 工事看板 1 工事現場には、公衆が見やすい場所に次の事項を記載した工事看板を表示する。 (1) 工事名称 (2) 工事期間 (3) 受注者及び連絡先 (4) 現場代理人氏名及び連絡先 (5) 工事概要 (6) 発注者及び連絡先 (7) 工事監理者及び連絡先 2 工事現場が複数にわたる場合にも、各現場に設置するものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員との協議による。 2-14 電気保安技術者 電気保安技術者を配置する。 2-15 設計変更 設計図書の内容の一部を訂正・変更により契約変更が必要となった場合には、監督員と調整を行うこと。 2-16 現場代理人及び主任技術者等 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者等（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者、同条第3項の工事の場合には専任の主任技術者又は監理技術者、同条第3項第2号に規定する監理技術者補佐、同条第26条の2の工事の場合にはそれぞれ行うことができる同条に規定する専門技術者をいう。以下に同じ。）を定めて工事現場に置き、その氏名・資格を発注者に示さなければならない。現場代理人及び 主任技術者等を変更したときも同様とする。 2-17 提出物 受注者は、以下に定める書類を作成し監督員に提出すること。 なお、以下に定める書類のほか、監督員が必要と認める場合は、この限りではない。 ○竣工図面(CAD、PDFデータの提出) ※CD等による ○工事関係者一覧表 ○工事写真（着手前・施工中・完成後）	足場を設ける場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドラインについて（厚生労働省 平成21年4月）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場（手すり先行専用足場又は枠組み足場又はくさび緊結式足場）とする。 足場の組立、解体、変更の作業は、手すり先行工法により行うとともに、使用時には、枠組み足場（妻面を除く）にあつては、交差筋かい＋幅木等＋上さん等（各両側）、枠組み以外の足場（枠組み足場の妻面を含む）にあつては、手すり等＋中さん等＋幅木等（原則各両側＋妻側）の機能を有するものを設ける又はこれらと同等以上の措置を講じるものとする。 なお設置については、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における「手すり据置方式」又は「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 上記により難しい場合は、監督員との協議による。																																																																																																																
工種	指定する材料	備考																																																																																																																																	
 一級建築士事務所 株式会社 グローレ設計工房 一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録 第159608号 北原 昭一			DESIGN	CHECK	DRAFT	DATE 「R8.9」	TITLE 市立共和中学校 普通教室整備修繕	JOB																																																																																																																											
					SCALE S=N.S	ITEMS 共通特記仕様書（建築工事）	NO. 共特－01																																																																																																																												

8環境配慮改修工事

※測定点の位置は、監督員との協議による
※処理作業が1週間で継続場合には、各週で測定を行うこと。
※施工区画周辺については、以下のとおりとする。
作業室面積が50㎡未満の時は、2点とする。
作業室面積が300㎡未満の時は、3点とする。

測定方法

	測定3	測定1, 4, 7	測定2, 6, 8	測定5
			施工区画 （建物周辺）	敷地境界 （建物周辺）
マンレシフィル直径 (mm)	・25	・25		・47
試料の吸引流量 (l/min)	・1	・5		・10
試料の吸引時間 (min)	・5	・120		・240

測定機関
作業環境測定機関（厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた機関）若しくは環境計量機関又はこれと同等以上の技術を有する者・機関
報告書1部作成

1-1 作業計画書の提出

特定建築材料（いゝ1、いゝ2、いゝ3及び石綿含有仕上塗材）の除去にあたり、作業開始前に特定建築材料作業計画書を提出し、発注者の承諾を受けること。

1-2 石綿作業主任者

除去工事共通事項
特定建築材料の除去にあたり、石綿障害予防規則第19条に基づき、石綿作業主任者の選任を行うものとする。
なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。

1-3 特別管理産業廃棄物管理責任者

除去工事共通事項
特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
特別管理産業廃棄物の除去工事にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の選任を行うものとする。

1-4 表示及び掲示

「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策の実施内容の掲示について」（平成17年8月2日 厚生労働省通知 起案発第0802001号）、「大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について」（平成17年8月19日 厚生労働省通知起案発第050809002号）に基づき、実施内容を見やすい場所に掲示すること。

1-5 除去作業

1 作業員は就業時に石綿障害予防規則第27条に基づく教育を受けたものとする。

2 作業員の健康診断
石綿障害予防規則（以下、石綿則という。）に基づく特殊健康診断（6ヶ月以内に1回定期に受診）とじん肺法に基づくじん肺健康診断（3年以内に1回）を受診した者とし、診断の結果、肺機能に異常がない者とする。

1-6 除去作業

【9.1.5】

・石綿含有成形板の除去（いゝ3）
除去対象範囲・図示・（ ）
原則、原形のまま撤去すること。但し、撤去することが困難な場合は飛散防止抑制剤等を用いて飛散防止処置を行うこと。
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場の一定の場所）
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場の一定の場所）
・中間処理（溶融施設）

【9.1.6】

・石綿含有仕上塗材の除去
1 アスベスト含有仕上塗材が使用されている部位（外壁）
2 含有されているアスベストの種類および含有量（クリソタイル 0.1%～5%）
3 アスベスト含有仕上塗材への「カッター入れ」や「穿孔」の作業を行う際、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～エの事項を遵守するか、それらと「同等以上の効果を有する措置（※1）」を講ずること
（※1）「同等以上の効果を有する措置」は下記の何れかの工法とする
・集じん装置併用手工具ケレン工法
・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下）
・集じん装置付き超高圧水洗工法
・超音波ケレン工法
・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超高圧水洗工法
・剥離材併用超音波ケレン工法
・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
上記で選択した工法については工法を限定するものではない。
4 上記の工法で集じん装置を用いる場合、専用のHEPAフィルターを内蔵した集じん装置を用い、且つ敷地内にフィルター交換を行うための施設（※2）を設けること。
5 廃棄するアスベスト含有仕上塗材を一時保管する施設（※2）を敷地内に設けること。また、保管場所には石綿含有仕上塗材が保管されている旨を掲示すること。
（※2）：上記4と5で設ける施設は兼用とすることができる
（※2）：施設の構造は単管及びビニルシート等で構成し、一定の気密性を保つものとする
6 除去したアスベスト含有仕上塗材等の処分
・埋立処分（安定型最終処分場の一定の場所）
・中間処理（溶融施設）
7 室内アスベスト除去作業時の養生
剥離場所をLGSや木下地等を用いて作業場所を区画養生を行った状態で作業を行うこと。養生にはポリシートを用いること。
特定建築材料の除去作業完了後の報告
大気汚染防止法18条23第1項に基づき除去作業完了後、速やかに作業結果報告書を発注者へ提出すること。

1-7 作業完了後の報告

特定建築材料の除去作業完了後の報告
大気汚染防止法18条23第1項に基づき除去作業完了後、速やかに作業結果報告書を発注者へ提出すること。

⑨ その他

① 防火上主要な間仕切り壁

○ LGS100型下地 両面強化石膏ボード t15+t15（耐火間仕切り壁）（1時間耐火 FP060NP-0174）
・ LGS100型下地 両面強化石膏ボード t21+t21（建設省告示1399号仕様）
※ 隙間処理（充てん材）は柱、梁及びパーティションとの取合部（四周）において施工する。
【防火上主要な間仕切り壁 断面詳細図（参考図）】
(a)

⑦ カーテンレール

○ 既存再利用する
・新設する
材質 ※アルミニウム製・ステンレス製
型式 ○片引き ○引分け
（※暗幕用は、300mm以上の召合せの重掛けとする。）

⑧ プラインドボックス及びカーテンボックス

○ 既存再利用する
・新設する
※市販品（アルミニウム製 押出し型材）・木製（ ）
溝幅×高さ（mm）
※150×150・150×200・120×80・120×150
色彩
・B1-1・B-2（※ブラウン系・ブラック・ステンカラー）
※EP-G塗装

種類	色 彩	備 考
○黒板	※黒-0-製 ※緑・黒	※半局面・平面・上下 ・スクリーン付引分け
・ホワイトボード	※黒-0-製 ※白	※半局面・平面・上下 ・スクリーン付引分け

誘導標識（蓄光タイプ）、消火器標識等は市販品とする
材質 アルミニウム製（※額縁タイプ・目地タイプ）
枠の材質 ※アルミニウム製
表面の材質 ※ベルトーン貼り
※コンセント、スイッチ類の位置を施工前に確認し、位置及び寸法を適宜調整すること。
材質 ・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）
・人工大理石（品質 ※図示）
奥行（mm）・約500・約550・約600

⑨ 黒板及びホワイトボード

10 表示標識
⑪ 天井点検口
12 屋内表示板
13 洗面カウンター
14 流し台ユニット

参考メーカー／業者リスト

部 位	メーカー／業者
背面ワッカー・掃除用具入れ	㈱内田洋行・神奈川フライング㈱・㈱西尾家具工芸社
黒板・掲示板	神奈川フライング㈱・㈱東京黒板製作所・㈱須藤黒板製作所
スチール学校間仕切	神奈川フライング㈱・小松カール工業㈱・アルト㈱

2階段滑り止め

2 階段滑り止め

材質 ステンレスSUS304
形状 ビニルタイヤ入り
両面フラットエンド ※無し・有り
幅（mm）・30・35・40
取付け工法・接着工法（ビス止め併用）・埋込み工法
※樹脂製ハンドレール（φ40・2段・点字付）・
施工箇所

構法	仕切り高さ	適用地震時水平力	表面仕上げ材
※パネル構法		・1.0G	・タイルカーペット ・塩ビタイル

表面仕上げ材の品質・規格等は、各仕上げ材の項目による。
スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様・図示
コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様
（コンセント本体は別途工事）
配線用取り出し用開口 ※製造所の標準仕様

3階段手すり

仕様 ペーパーコア パーティクルボードφ9.0裏打ち
メラミン樹脂化粧板
金属等 アルミアルエッジ SUS頭つなぎ（ふた付）
グラビティヒンジ SUS幅木 非常解放戸当たり
帽子掛け 表示錠付スライドボルト（非常開閉装置付）

5トイレブース

仕様 ペーパーコア パーティクルボードφ9.0裏打ち
メラミン樹脂化粧板
金属等 アルミアルエッジ SUS頭つなぎ（ふた付）
グラビティヒンジ SUS幅木 非常解放戸当たり
帽子掛け 表示錠付スライドボルト（非常開閉装置付）

6ブラインド

・既存再利用する（養生方法： ）
・新設する

形式	種類	スラット	
		材種	幅（mm）
※横型	※ギア式・コード式 ・操作棒式	・アルミニウム合金製	※25 ・35
・縦型	・1本操作コード式 ・2本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

○ 既存再利用する
・新設する
材質 ※アルミニウム製・ステンレス製
型式 ○片引き ○引分け
（※暗幕用は、300mm以上の召合せの重掛けとする。）

原図サイズ A1

一級建築士事務所 株式会社 グローレ設計工房

一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録 第159608号 北原 昭一

DESIGN

CHECK

DRAFT

DATE

「R8.9」

SCALE

S=N.S

TITLE

市立共和中学校 普通教室整備修繕

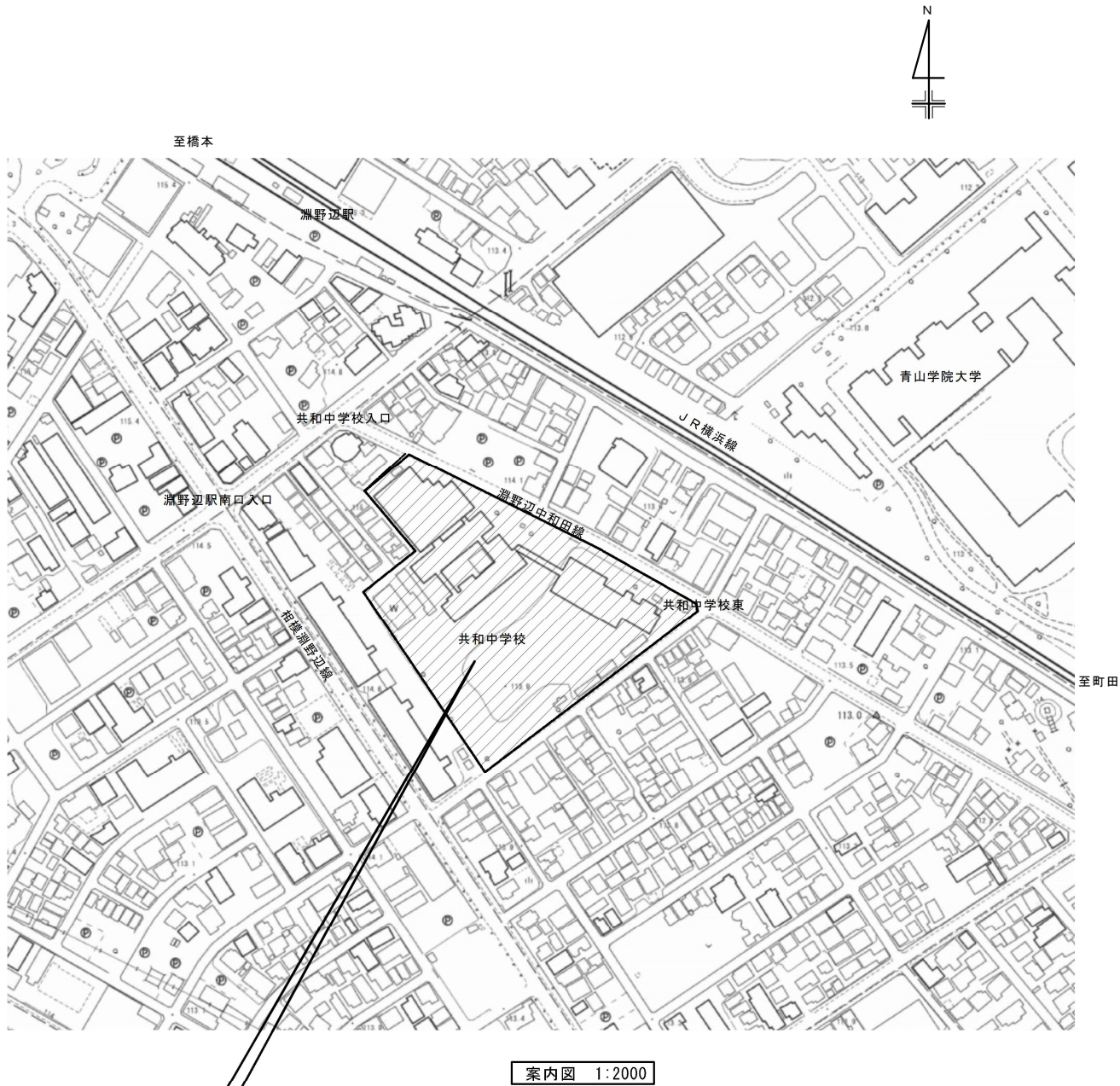
ITEMS

改修特記仕様書(5)

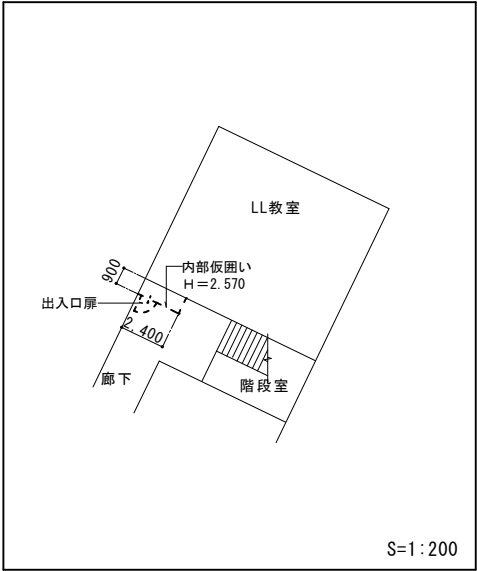
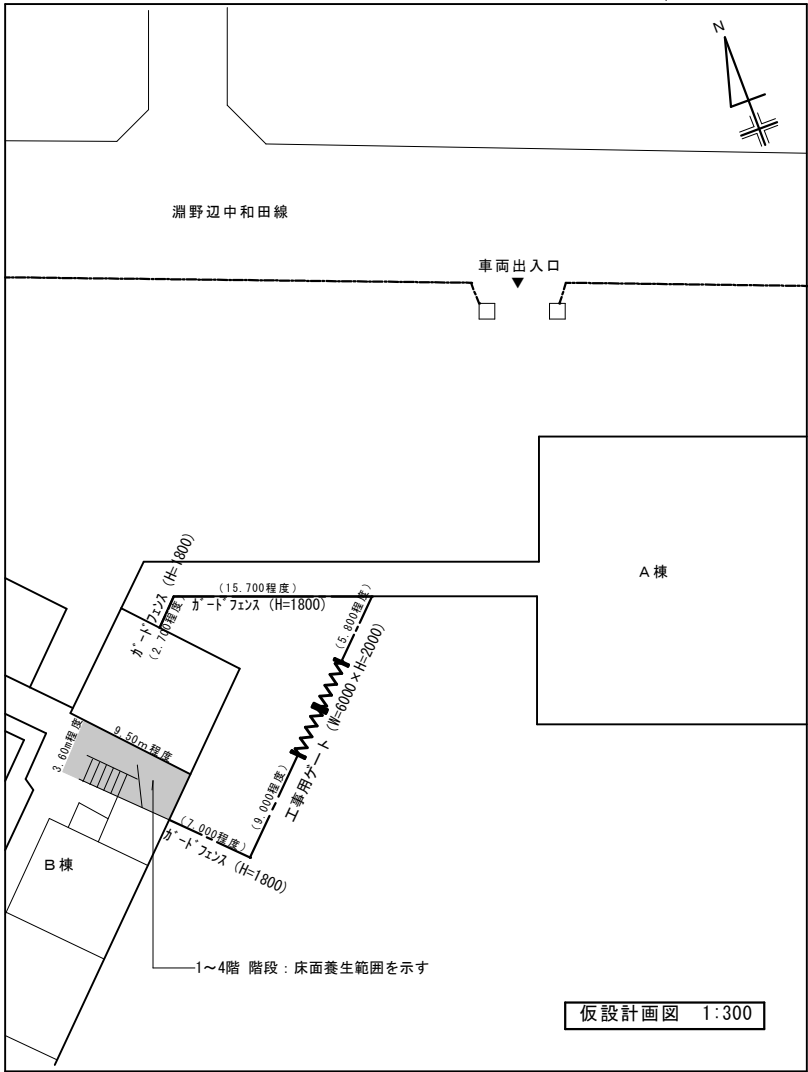
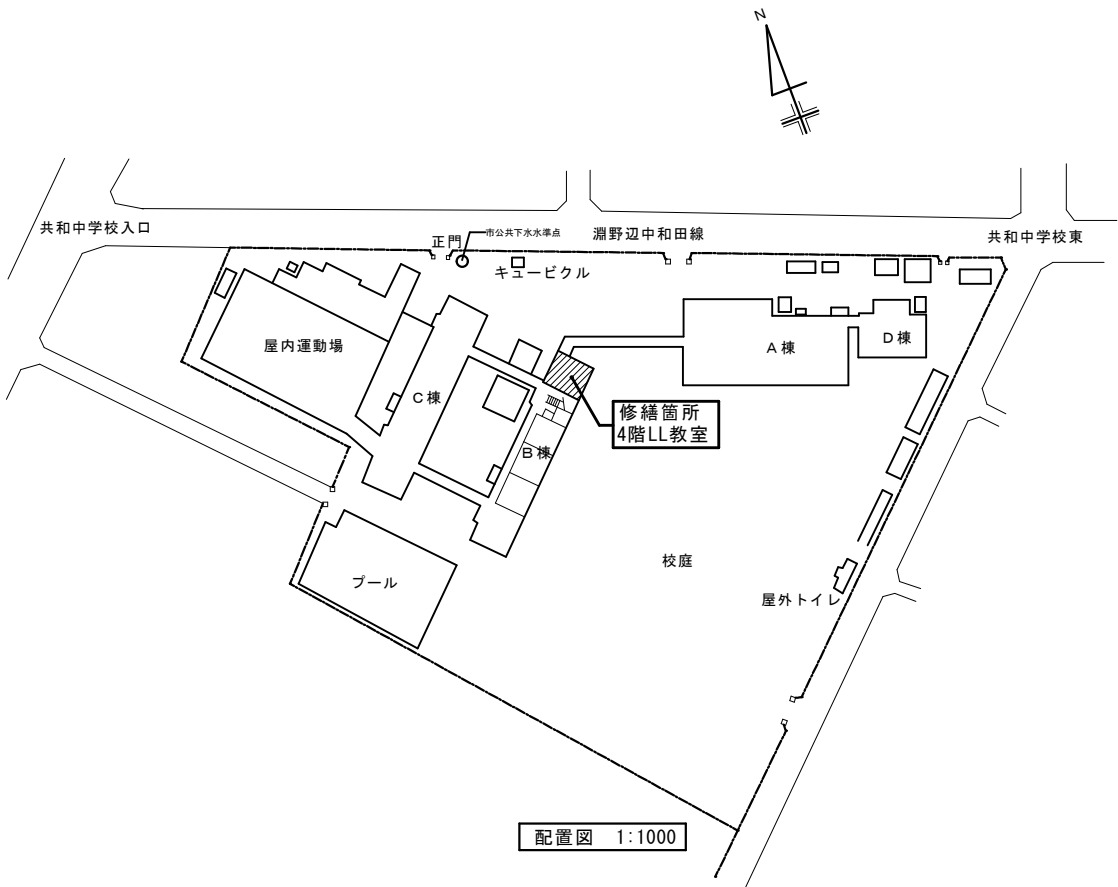
JOB

NO.

改特-05



【市立共和中学校】
相模原市中央区共和1丁目3番10号



原図サイズ A1



一級建築士事務所 株式会社 グローレ設計工房

一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録 第159608号 北原 昭一

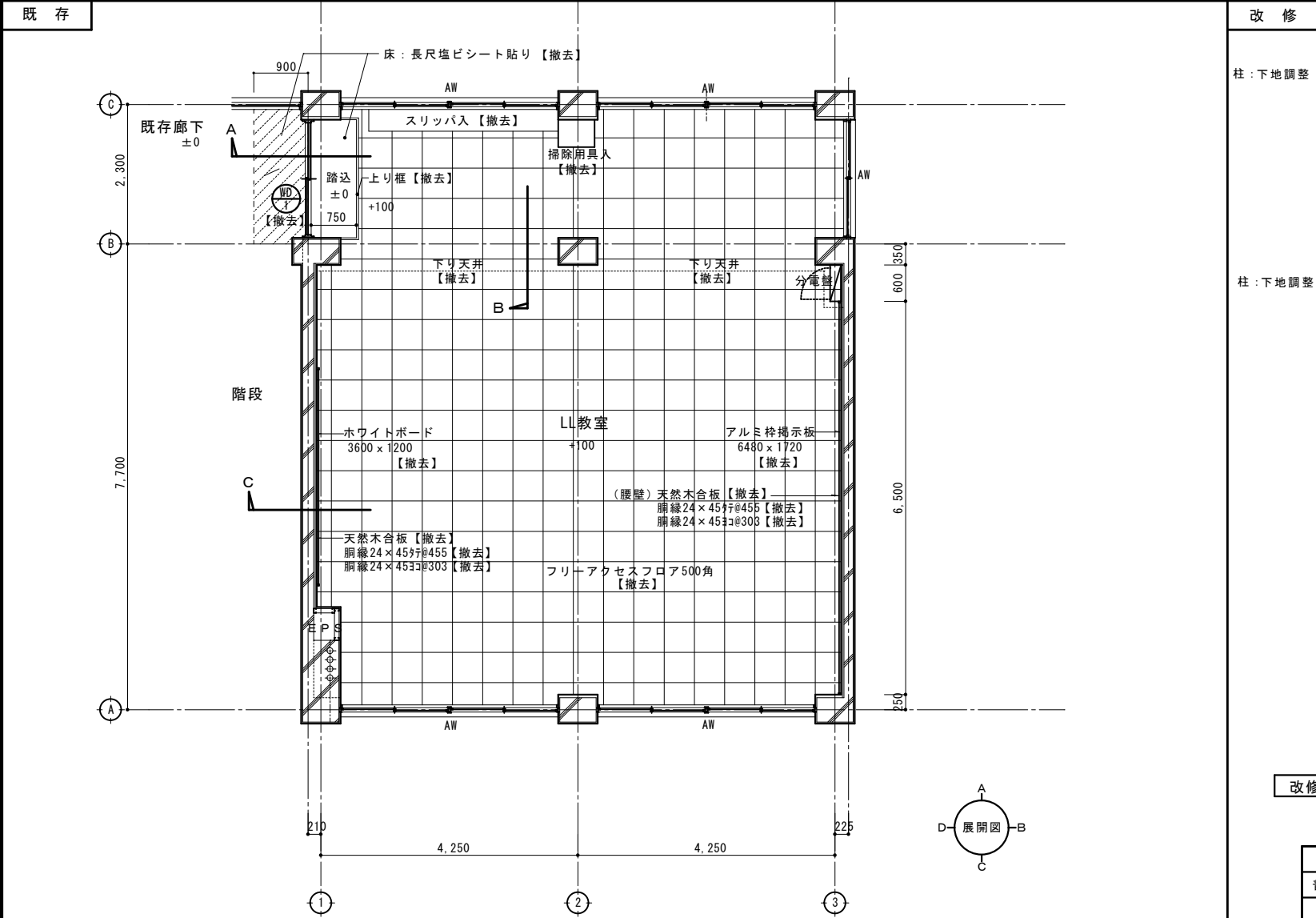
DESIGN CHECK DRAFT

DATE 「R8.9」

SCALE S=1:200 S=1:300
S=1:1000 S=1:2000

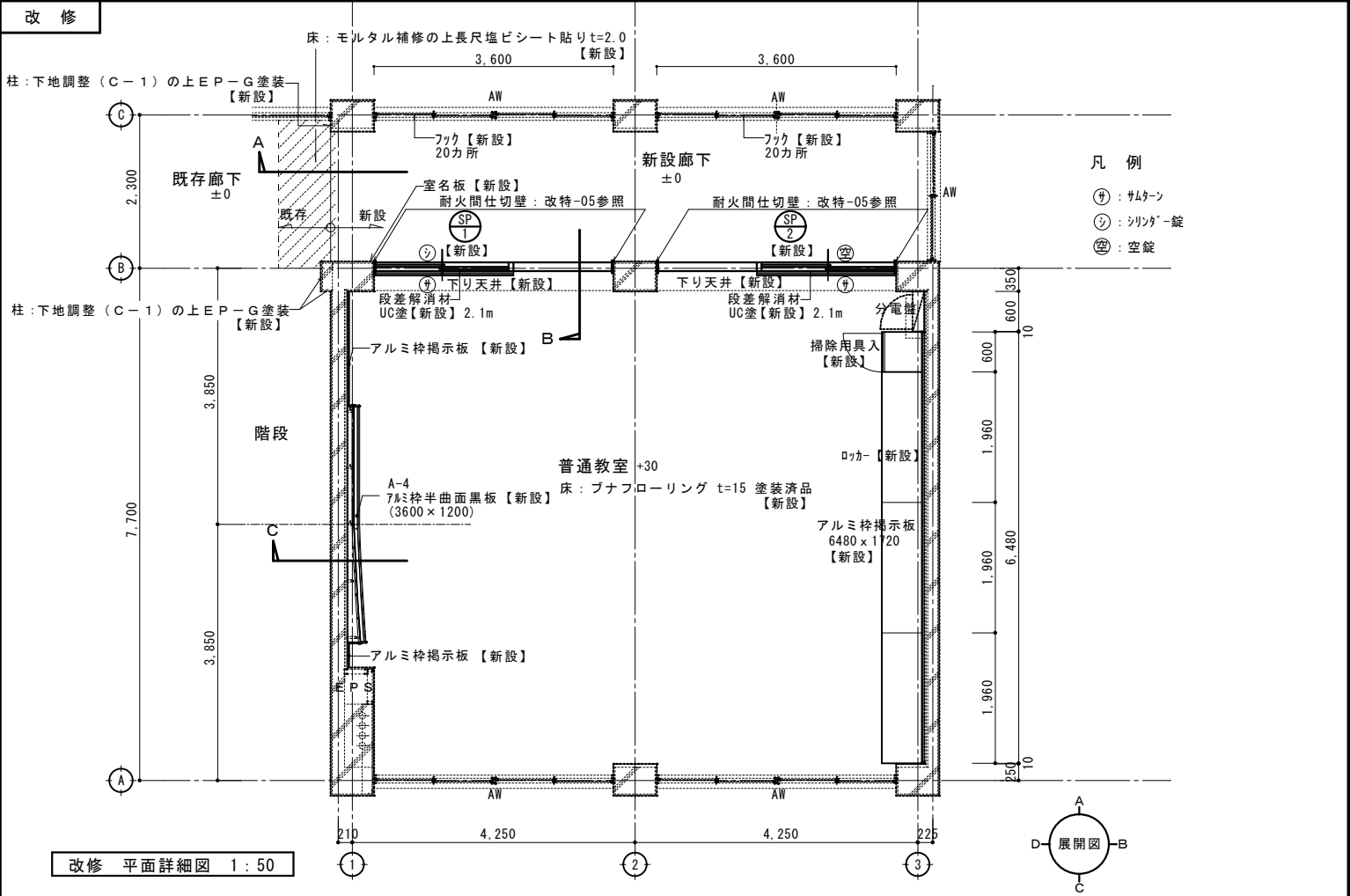
TITLE 市立共和中学校 普通教室整備修繕
ITEMS 案内図・配置図・仮設計画図

JOB NO. A-01



既存 平面詳細図 1:50

仕上表			
LL教室 天井高 4FL+2990 2700			
天井	LGS天井下地 石膏ボードt=9.5+岩綿吸音板t=9.0	【一部撤去】	カーテンボックス（カーテンレール共）【一部撤去】 天井点検口【一部撤去】 空調グリル【取外し】 防火ダンパー【撤去】 掃除用具入【撤去】 スリッパ入【撤去】 ホワイトボード【撤去】 掲示板【撤去】 スクリーンボックス【撤去】
壁	A面：モルタルこて下地 G P 塗装	【既存のまま】 ㉑	
	B面：モルタルこて下地 G P 塗装 ：木製胴縁下地 天然木合板張	【既存のまま】 ㉑ 【撤去】	
	C面：モルタルこて下地 G P 塗装	【既存のまま】 ㉑	
	D面：下り壁：合板t=4.0+5.5 目透し張 OP 塗装 ：石膏ボード厚12.5の上 G P 塗装 ：木製胴縁下地 天然木合板張	【撤去】 【既存のまま】 ㉑ 【撤去】	
巾木	ラワン OP 塗装 H=100（踏み込み部分H=200）	【撤去】	
床	フリーアクセスフロア500角下地 塩ビタイル貼（石綿含有なし）	【撤去】	
	踏込部分：長尺塩ビシート貼り（石綿含有なし）	【撤去】	



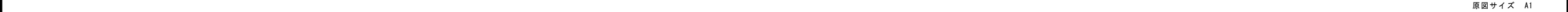
改修 平面詳細図 1:50

仕上表			
普通教室 天井高 4FL+2960			
天井	LGS天井下地 石膏ボードt=9.5+岩綿吸音板t=9.0（下り天井共）	【一部新設】	備考
壁	A面：一部下地調整の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	空調グリル【再取付】 防火ダンパー（ロックフェルト・ロックウール共）【新設】 掃除用具入・ロッカー【新設】 アルミ桟半曲面黑板【新設】 アルミ桟掲示板【新設】 スチールパーテーション【新設】 室名板【新設】
	一部モルタル補修の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	一部下り天井：石膏ボードt=9.5+岩綿吸音板t=9.0	【新設】 ㉑	
	B面：一部下地調整の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	一部モルタル補修の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	C面：下地調整の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	D面：一部モルタル補修の上 EP-G 塗装 一部下地調整の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑ 【新設】 ㉑	
巾木跡	モルタル補修の上 EP-G 塗	【新設】	
巾木	モルタル補修の上 ビニル巾木 H=100	【新設】	
床	セルフレベリングt=15の上 プナフローリング t=15 塗装済品	【新設】	

新設廊下			
天井高 4FL+2570			
天井	LGS天井下地 化粧石膏ボードt=9.5	【新設】	備考
壁	A面：一部下地調整の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	天井点検口450×450【新設】
	一部モルタル補修の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	一部下地調整（C-1）の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	B面：下地調整の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑	
	C面：一部下地調整の上 EP-G 塗装 一部モルタル補修の上 EP-G 塗装	【新設】 ㉑ 【新設】 ㉑	
	巾木跡：モルタル補修の上 EP-G 塗	【新設】	
巾木	モルタル補修の上 ビニル巾木 H=100	【新設】	
床	下地調整の上 長尺塩ビシート貼りt=2.0	【新設】	

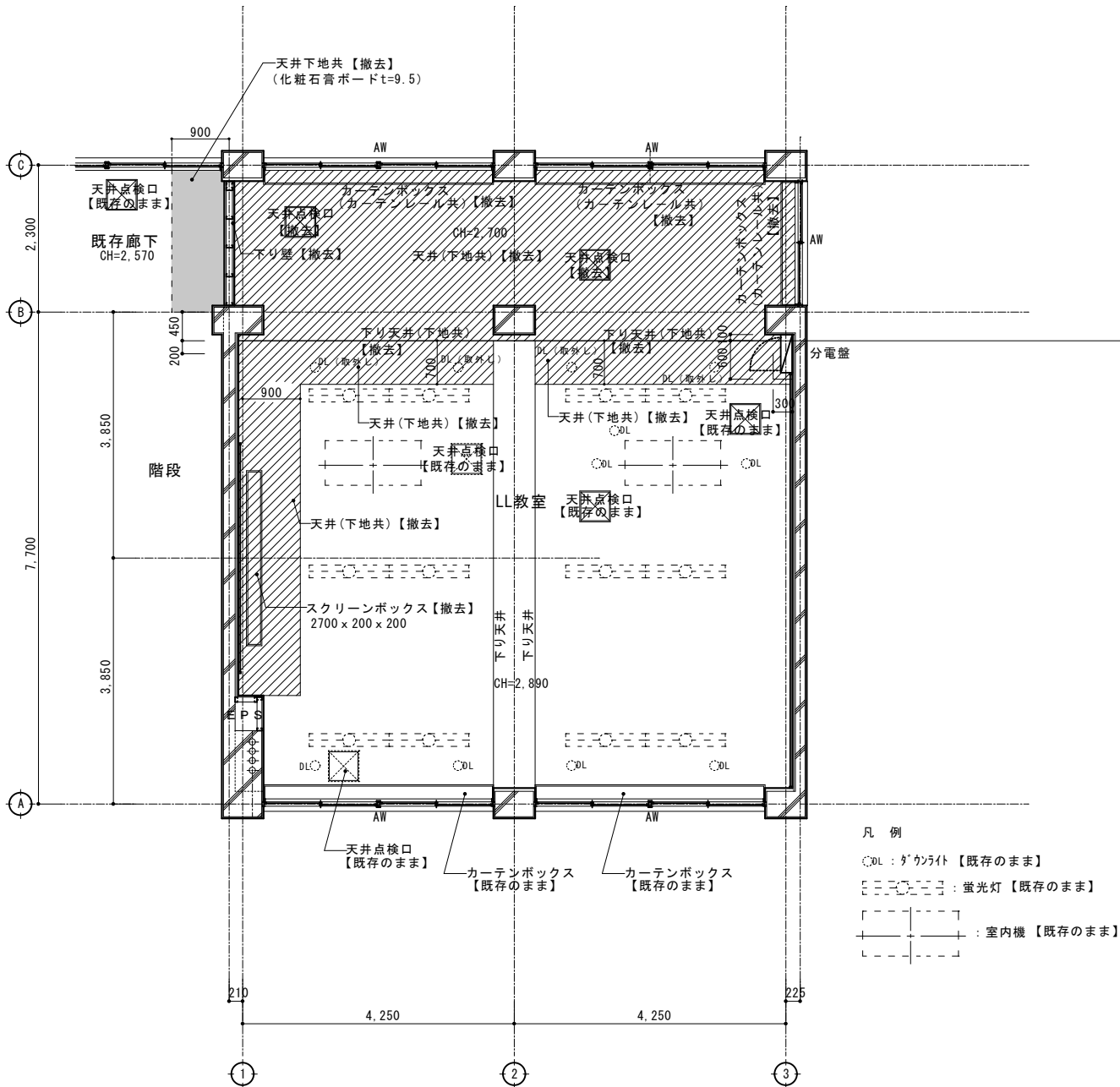
既 存

改 修



一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録第159608号 北原 昭一

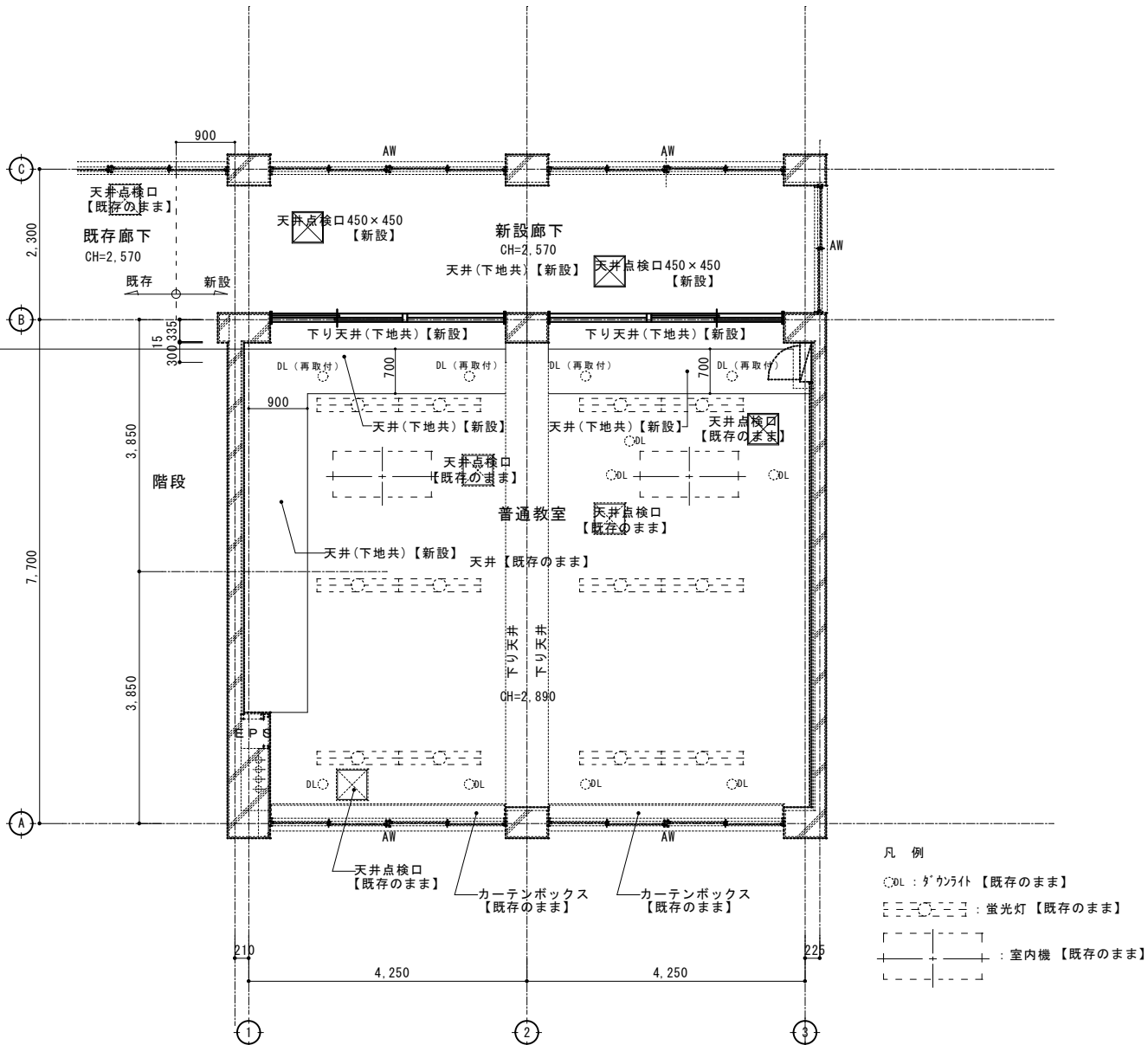
DESIGN	CHECK	DRAFT	DATE	TITLE	JOB
			「R8.9」	市立共和中学校 普通教室整備修繕	
			SCALE	ITEMS	NO.
			S=1:50	既存・改修 展開図	A-03



凡 例
○DL : ダウンライト 【既存のまま】
□□□□□□ : 蛍光灯 【既存のまま】
┌───┐ : 室内機 【既存のまま】
└───┘

特記事項
記入CHは4F.L.よりの高さを示す

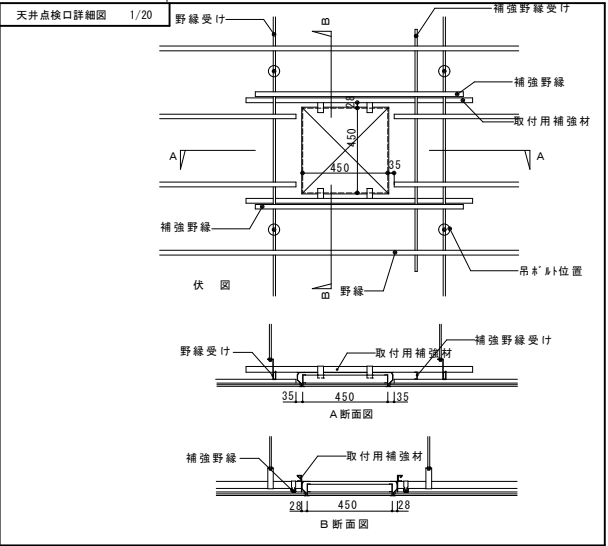
既存 天井伏図 1 : 50



凡 例
○DL : ダウンライト 【既存のまま】
□□□□□□ : 蛍光灯 【既存のまま】
┌───┐ : 室内機 【既存のまま】
└───┘

特記事項
記入CHは4F.L.よりの高さを示す

改修 天井伏図 1 : 50



原図サイズ A1



一級建築士事務所 株式会社 グローレ設計工房

一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録 第159608号 北原 昭一

DESIGN CHECK DRAFT

DATE

「R8.9」

SCALE

S=1:20
S=1:50

TITLE

市立共和中学校 普通教室整備修繕

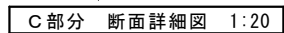
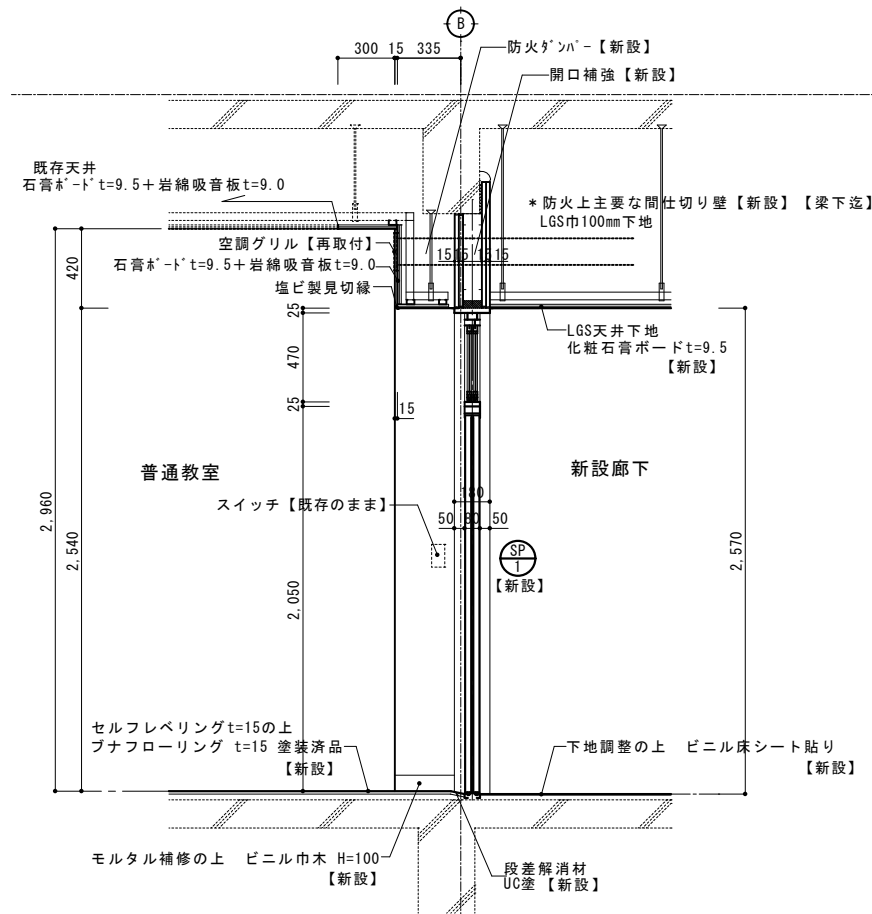
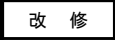
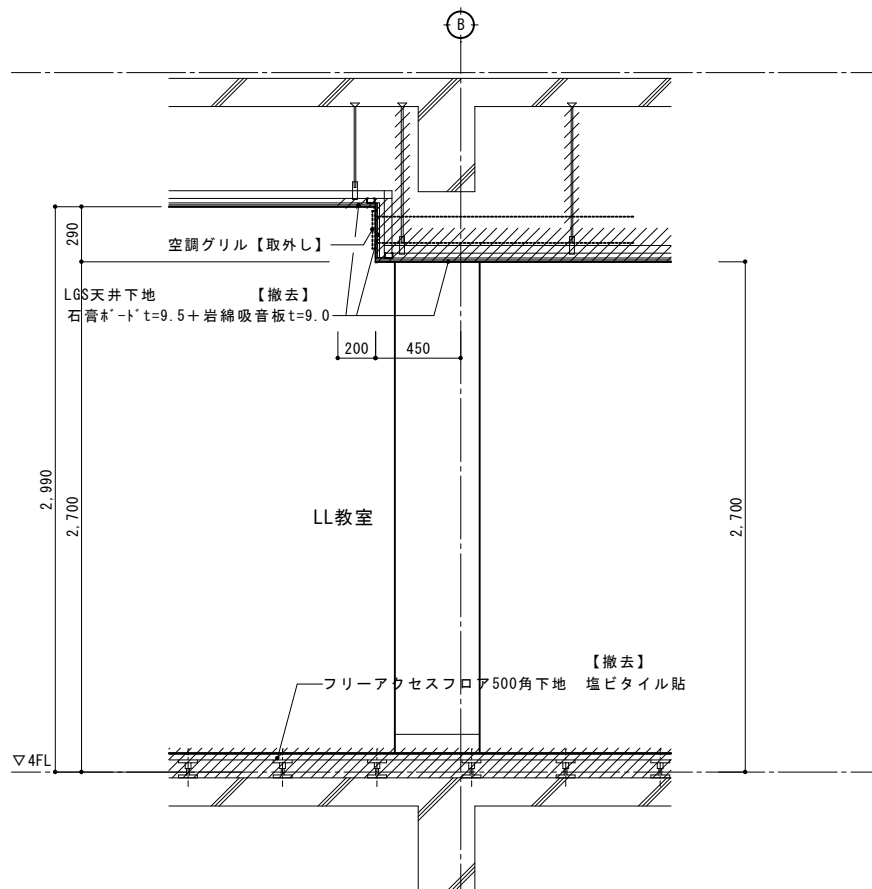
ITEMS

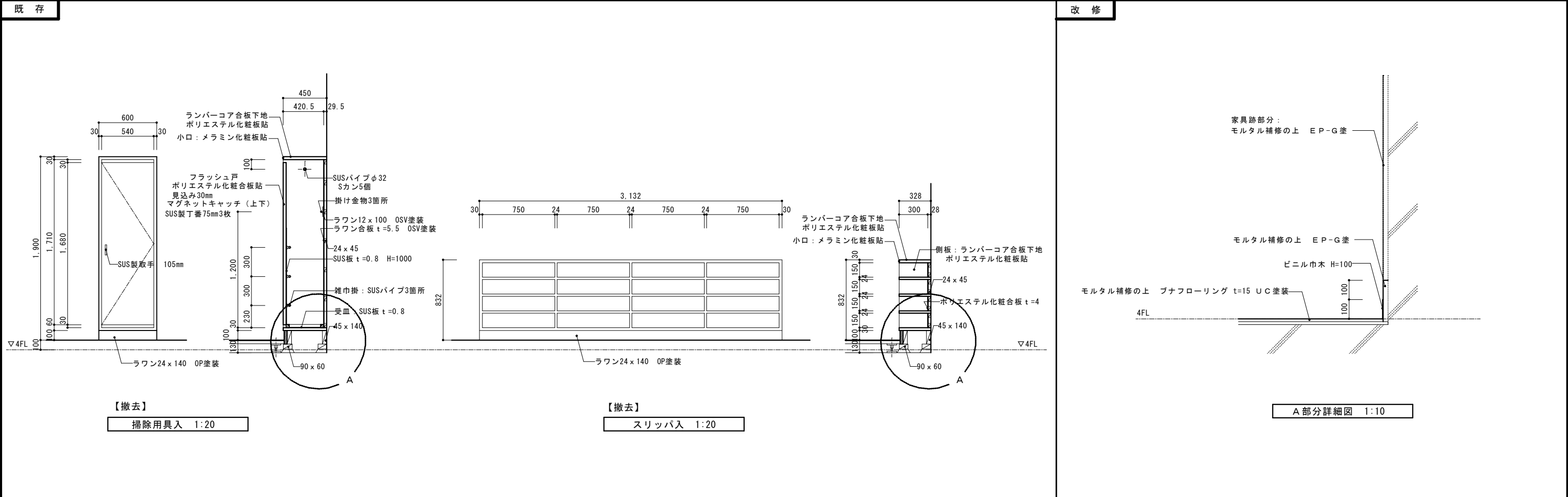
既存・改修 天井伏図

JOB

NO.

A-04





【撤去】建具表 1:50		
記号・ヶ所	WD 1	4F 1
姿 図		
名 称	木製引違い扉	
材質・見込	ポリエステル化粧合板 t=4.0 額縁・大手OP塗装	36mm
仕上・硝子	強化型板ガラス t=4.0 (斜線部)、強化透明ガラス t=3.0	
付 属 金 物	SUS製レールW=100 戸車 引手 附属金物一式	
備 考		

【新設】建具表 1:50				
記号・ヶ所	SP 1	4F 1	SP 2	4F 1
姿 図				
名 称	スチールパーテーション		スチールパーテーション	
材質・見込	面材:亜鉛メッキ鋼板(焼付塗装)	80mm	面材:亜鉛メッキ鋼板(焼付塗装)	80mm
仕上・硝子	強化透明ガラス t=4.0 (※ガラス押え:シリコン材 欄間部含む) 強化型板ガラス t=4.0 (斜線部)		強化透明ガラス t=4.0 (※ガラス押え:シリコン材 欄間部含む) 強化型板ガラス t=4.0 (斜線部)	
付 属 金 物	附属金物一式		附属金物一式	
備 考	シンター錠(内サムターン)、SUS掘込引手、7mm額縁(教室側)、SUSレール 7mm三方額縁 (両面) 戸当りゴム、挟まれ防止ゴム付、掲示板・黒板設置箇所は化粧板下地		空錠(内サムターン)、SUS掘込引手、7mm額縁(教室側)、SUSレール 7mm三方額縁 (両面) 戸当りゴム、挟まれ防止ゴム付、掲示板・黒板設置箇所は化粧板下地	

凡例

- × - - - × - EM-EEF1.6-2C【撤去】
- ⊗ : 壁付スチーカー【取外し】
- ◁ : 電気時計【取外し】
- DL : ダウンライト【既存のまま】
- [] : 蛍光灯【既存のまま】
- + + : 室内機【既存のまま】

凡例

- EM-EEF1.6-2C 【新設】
- H — EM-HP1.2-3C 【新設】
- ⊗ : 壁付スピーカー【再取付】
- ◁ : 電気時計【再取付】
- DL : ダウンライト【既存のまま】
- [] : 蛍光灯【既存のまま】
- [] : 室内機【既存のまま】
- ☐ : 自火報知器
- ① : 無線7MHzインテリジェント支給品取付

修繕に伴う機械警備設備はセコム株式会社
相模原統括支社の責任施工とし、費用は
本修繕にて計上する。
・教室内の既設警備機器及び配線の撤去
・廊下の機械警備及び配線の新設

Architectural floor plan of a room showing electrical layout. The plan includes dimensions (4.250m by 7.700m), grid lines (1-3 horizontally, A-C vertically), and various electrical symbols (circles with '2' and 'E'). Annotations specify actions like 'コンセント【既存のまま】' (Outlet as is), 'コンセント【取外し】' (Outlet removal), and 'コンセント【撤去】配線処理を施す事' (Outlet removal, wiring work to be performed).

1 2 3

4,250 4,250

2,300

コンセント【既存のまま】

コンセント【既存のまま】

コンセント【既存のまま】

コンセント【再取付】

ブラックプレート【新設】

7,700

3,850

3,850

コンセント【既存のまま】

扇機用コンセント
2P15A×1 抜止め【新設】

EM-EEF2.0-2C 【新設】
メタルモジュール【新設】

コンセント【新設】

メタルモジュール

ブラックプレート【新設】

ブラックプレート【新設】

A B C



一級建築士事務所登録（神奈川）第18966号 管理建築士 一級建築士登録 第159608号 北原 昭一

S=1 : 50

既存・改修
電灯コンセント設備・弱電設備図

— 01